

オートキャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第8号

オートキャンプ場条例の一部を改正する条例

オートキャンプ場条例（平成11年岩手県条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第7条関係）				別表第1（第2条、第7条関係）			
施設名	テントサイト キャンピングカーサイト 多目的サイト ケビ ン <u>トレーラーハウス</u> センターハウス浴室			施設名	テントサイト キャンピングカーサイト 多目的サイト ケビ ン <u>ドームハウス</u> センターハウス浴室		
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
区分	単位	利用料金 の上限額	附属の設備の利 用料金の上限額	区分	単位	利用料金 の上限額	附属の設備の利 用料金の上限額
[略]			[略]	[略]			[略]
<u>トレーラー</u> <u>ハウス</u>	<u>宿泊</u>	<u>1日までごとに</u> <u>1台につき</u>	<u>18,500</u>	<u>ドームハウ</u> <u>ス</u>	<u>宿泊</u>	<u>1日までごとに</u> <u>1棟につき</u>	<u>18,500</u>
	<u>一時使用</u>	<u>1台につき</u>	<u>6,200</u>		<u>一時使用</u>	<u>1棟につき</u>	<u>6,200</u>
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。